

「東京駅事件」を口実とした捜索差押えに対する
国家賠償請求訴訟への不当判決糾弾！

2007年2月27日東京地方裁判所は、いわゆる「東京駅事件」を口実とした一連の不当な捜索差押えに対して、2005年1月29日、JR総連、JR東海労と被疑者とされた3名、そして不当な捜索を受けた仲間たち計16名が原告となって、国と東京都を相手に闘ってきた国家損害賠償請求訴訟に対して、差押えの不当性、押収物引渡しに関わる訴えを却下し、賠償請求について棄却する判決を言い渡した。この裁判所の判断は、警視庁公安部の筋書きによりデッチ上げられた「暴力事件」を前提としているものである。「東京駅事件」は組織的・計画的に行われたものであるから、一連の捜索差押えは、「合理的かつ正当である」としている。まさに不当極まりない判決である。我々は、この不当判決を満腔の怒りを持って糾弾する。

警視庁公安部は、一連の捜査の口実とした「東京駅事件」とはまったく関係ないJR総連や目黒さつき会館の隅々まで家宅捜索し、事件とは無縁な貯金通帳などを多数押収している。このことは、家宅捜索を目的として新たな弾圧・デッチ上げを画策する行為であると言わざるを得ない。事実、押収物を利用し、2005年12月7日、2007年2月15日、19日と不当家宅捜索を繰り返し「業務上横領事件」など犯罪行為をデッチ上げ、闘う労働組合を社会的に放逐していくための政治弾圧を行っているのである。

そもそも捜索差押えの口実となった「東京駅事件」それ自体が、正当な労働組合活動を「暴力事件」としてデッチ上げたものであり、この裁判を提訴して2ヶ月後には不起訴処分となっているのである。にもかかわらず判決では、差押えの時点において「関連性があると認められたから差押えは適正」であったとしているのである。事件そのものが、すでに存在していないにもかかわらず、判決はことごとく「差し押さえた判断は相当」としているのである。我々は、このような権力による不当な弾圧をはね返し、事実を社会的に明らかにしていくために、裁判闘争を闘ってきたのであり、今後も闘っていく決意である。

さらに我々は、これらの闘いを、反弹圧の闘いとして「えん罪浦和電車区事件」美世志会7名の早期職場復帰・完全無罪に向けた闘いと同時並行的に推し進めていく。公権力の横暴を許さない闘いは、今やILO勧告、70万筆にせまる署名で大きく前進を勝ち取ってきている。まさに、この前進に恐怖した国家権力の憎悪が今判決としてあらわれたのである。組合員、家族、OBなど共に闘ってきた仲間たちの絆と、闘いによって作り出してきた連帯の輪をさらに広げていくことで、この未曾有の弾圧をはね返していく。

2007年2月27日

全日本鉄道労働組合総連合会（JR総連）
JR東海労働組合（JR東海労）